資料２

都市計画審議会資料
８．１０．１６
建設部　都市計画課

（報告事項）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（長野県決定）

１　趣旨

長野県は、都市計画法第６条の２に規定される「都市計画区域※の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）」を含む、長野県の都市計画に関する計画体系の見直しを進めています。

今後、松本市は、都市計画決定（変更）の手続きのなかで示される見直し案に対して、意見聴取を受け、松本市都市計画審議会に協議の上、回答する予定があることから、現在の取組状況を報告するものです。

※ 一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域として県が指定する区域（松本都市計画区域は、松本市の行政区域の一部の範囲に指定）

２　経過

Ｒ４．１１　　県が松本圏域・長野圏域の関係市町を対象に、都市計画区域マスタープランの変更に係る説明会を開催

６．１０～　県が有識者会議を設立し、都市計画区域マスタープランの統合等について方針を検討（計４回）

７．　９～　県と関係市町とで意見交換を実施（計４回）

８．　４～　県が変更の素案を提示し、関係市町の担当部局が確認

３　都市計画区域マスタープランの概要

⑴　概要

都市計画区域を対象に、都市計画の目標、区域区分※、土地利用・都市施設等主要な都市計画の決定方針を定めるものです。

※ 「線引き」とも呼ばれる。
都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分すること（県が設定）

⑵　長野県における都市計画区域マスタープランの計画体系上の位置づけ（Ｒ４以前※）

計画	対象範囲
長野県都市計画ビジョン（非法定） 内容：広域的な都市づくりの理念・目標、制度活用の方向性等	県全域
H16 圏域都市計画マスタープラン（非法定） 内容：圏域づくりの理念、ゾーン別の方針、独自の取組み等	独自の圏域 （１０圏域）
都市計画区域マスタープラン（法定） 内容：後述	都市計画区域 （３９区域）
市町村都市計画マスタープラン（法定） 内容：市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村が作成）	行政区域

※ 松本圏域・長野圏域を除く８圏域では、都市計画区域マスタープランを令和５年に統合済み

4　主な見直しの内容（松本圏域）

⑴　計画体系の見直し（資料２－１、資料２－２参照。県資料）

ア　Ｈ１６松本圏域都市計画マスタープラン（非法定）の廃止

３市５村を計画の対象範囲にしていたＨ１６松本圏域都市計画マスタープランを廃止。記載していた都市計画区域外に関すること等は、広域の都市づくりの基本理念や目標という形で、見直しをする都市計画区域マスタープランへ継承

イ　新たな松本圏域都市計画区域マスタープラン

松本都市計画区域、塩尻都市計画区域、安曇野都市計画区域の範囲を対象とした新たな圏域を設定し、その圏域内の都市計画区域マスタープランを統合し、松本圏域都市計画区域マスタープランとします。

<table>
<tr><th colspan="3">変更前</th><th colspan="2">変更後</th></tr>
<tr><th colspan="2">計画</th><th>対象範囲※</th><th>計画</th><th>対象範囲※</th></tr>
<tr><td colspan="2">H16 松本圏域都市計画
マスタープラン</td><td>３市５村の
行政区域</td><td rowspan="4">松本圏域
都市計画区域
マスタープラン</td><td rowspan="4">松本都市計画区域
＋
塩尻都市計画区域
＋
安曇野都市計画区域</td></tr>
<tr><td rowspan="3">都市計画区域マスタープラン</td><td>松本都市計画区域
マスタープラン</td><td>松本都市計画区域
（区域区分あり）</td></tr>
<tr><td>塩尻都市計画区域
マスタープラン</td><td>塩尻都市計画区域
（区域区分あり）</td></tr>
<tr><td>安曇野都市計画区
域マスタープラン</td><td>安曇野都市計画区域
（区域区分なし）</td></tr>
</table>

※対象範囲：松本市周辺の都市計画区域・行政区域等の範囲図　資料２－３

⑵　都市計画区域マスタープランの構成の見直し

ア　**都市計画の目標**は、３都市計画区域で共通とする。

イ　**区域区分**は、今までどおり、都市計画区域ごとに特性を考慮して設定

ウ　**主要な都市計画の決定の方針**は、「複数の都市計画区域の共通部分」と「各都市計画区域のみに関する部分」を区別し記載

⑶　区域区分に関する下協議

ア　区域区分の設定

松本都市計画区域は今後も一定の開発需要があると想定され、計画的な市街地形成を行うため区域区分を継続して定めることになりました。

イ　市街化区域の適正な規模

長野県が、令和２年度の国勢調査、令和４年度の都市計画基礎調査及び工業統計調査等を基に、将来（令和１２年時点）の市街化区域の適正な規模（拡大の枠）を検討し、国との協議を経て設定します。

この適正な規模の見直しは定期的に行われており、今回が８回目となります。

長野県と国の下協議の結果は次のとおりです。

(ｱ)　人口フレームなし

(ｲ)　工業フレームあり　１，０２０億円（換算面積：９１．８ｈａ）

拡大の枠	算出方法の概要
人口 フレーム	将来の市街化区域内人口を推計し、既存市街化区域の収容可能人口を差引き算出した人口（プラスの値のみ）。 設定した人口密度等により面積へ換算したものが、市街化区域（住宅系用途）の拡大が認められる面積となる。
工業 フレーム	将来の製造品出荷額等を推計し、基準年の実績値等を差引き算出した製造品出荷額等の増加見込み分。 設定した敷地生産性等により面積へ換算したものが、市街化区域（工業系用途）の拡大が認められる面積となる。

5　今後のスケジュール

長野県の作業・手続きの進捗に応じ、適宜、松本市都市計画審議会へ報告等を行います。